

歴史的風致の維持及び向上に関する法律と 景観法に基づく規制や助成基準の連携実態

* 大分大学大学院工学研究科博士前期課程
** 大分大学理工学部・准教授 博士（工学）
○清川智裕* 姫野由香** 後藤大輝* 長弘颯太郎*

1. 研究の背景と目的

一部の自治体では、文化財保護法に基づく助成が無くとも、自主条例や独自の助成制度を設け、地域の景観の保全・形成を図ってきた

国土交通省、文部科学省、農林水産省が

歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴まち法）（2008）を制定

文化財等で無くとも、地域の建築物や景観に**国から助成を受けられる**

歴まち法は開発行為に制限かけることができないため、**景観法との連携が必要である**ことが指摘されている¹⁾

歴まち法に基づく重点区域（以下、歴まち重点区域）と景観法に基づく重点地区²⁾（以下、景観重点地区）の連携状況と、景観重点地区の景観形成基準、助成基準の乖離の実態を調査した研究は無い

- 目的**
- ①**歴まち重点区域と景観重点地区の関係**を明らかにする
 - ②**景観重点地区の景観形成基準と助成基準の差異**を明らかにする

【補注・参考文献】

1) 市引説明（2020）ソーシングによる緑地保全・歴史的資産の保全の歩み・風致地区から歴史まちづくりまで ランドスケープ研究 Vol.83.No.4 346-353]

注 1) 本研究では、景観計画区域内で特に優れた景観形成を図る地区を景観重点地区とし、歴まち重点区域との指定状況を把握することを目的とする。そのため景観重点地区とは、景観計画区域内で景観の保全・形成に重点を置く地区とする。したがって、名称に「地区」という文字が含まれていなくても、景観の保全・形成を重点的に行う地区も含めた。

2. 研究の方法

- 研究の方法**
- ・歴まち重点区域と景観重点地区の指定状況の調査
 - ・助成事業の概要調査
 - ・景観形成基準と助成基準のの基準数、明瞭度の調査

表 1 調査対象自治体

	市町村	景観計画		市町村	景観計画		市町村	景観計画
1	盛岡市	○	19	松本市	○	37	奈良市	○
2	多賀城市	○	20	上田市	○	38	広川町	×
3	大館市	×	21	岐阜市	○	39	和歌山市	○
4	鶴岡市	○	22	三島市	○	40	高野町	○
5	新庄市	×	23	掛川市	○	41	松江市	○
6	白河市	○	24	伊豆の国市	○	42	尾道市	○
7	国見町	×	25	下田市	○	43	大洲市	○
8	磐梯町	×	26	浜松市	○	44	佐川町	×
9	桑折町	×	27	大山市	○	45	太宰府市	○
10	棚倉町	×	28	岡崎市	○	46	添田町	×
11	水戸市	○	29	津島市	×	47	宗像市	○
12	下野市	○	30	明和町	×	48	佐賀市	○
13	甘楽町	○	31	伊賀市	○	49	基山町	×
14	前橋市	○	32	長浜市	○	50	山鹿市	○
15	小田原市	○	33	宇治市	○	51	湯前町	×
16	鎌倉市	○	34	向日市	×	52	熊本市	○
17	村上市	○	35	堺市	○	53	竹田市	○
18	下諏訪町	○	36	斑鳩町	○	54	大分市	○
合計								40

・歴まち法に基づく計画 策定
・重要伝統的建造物群保存地区に選定された地区が無い

54自治体

景観法に基づく計画 策定

40自治体



図 1 調査対象自治体の例（大分県竹田市）

4. 景観形成基準と助成基準の関係性

4-1. 助成事業の有無とその概要

表 3 助成事業の概要

市町村情報		制度の有無		助成対象の有無			
市町村	建築物工作物に対する助成制度	助成基準	新築	改築増築	修理	模様替え修繕	
盛岡市	●	●	●	●	×	×	
多賀城市	●	-	-	-	-	-	
鶴岡市	●	×	-	-	-	-	
白河市	●	●	●	●	×	×	
水戸市	●	●	●	●	×	×	
下野市	-	-					
甘楽町	■	×	●	●	×	●	
前橋市	●	●	●	●	●	●	
小田原市	●	×	●	●	×	●	
鎌倉市	■	-	×	●	●	×	
村上市	●	×	×	●	●	×	
下諏訪町	×	×					
松本市	△	△					
上田市	×	×					
岐阜市	■	×	-	-	-	-	
三島市	●	●	●	●	×	×	
掛川市	×	×					
伊豆の国市	×	×					
下田市	●	×	×	●	×	●	
浜松市	×	×					
犬山市	●	▲	●	●	×	●	
岡崎市	●	×	×	●	●	×	
伊賀市	●	●	●	●	●	●	
長浜市	●	●	●	●	●	●	
宇治市	●	●	●	●	×	●	
堺市	●	●	●	●	●	●	
斑鳩町	●	●	●	●	×	●	
奈良市	■	×	●	●	×	×	
和歌山市	×	×					
高野町	●	●	●	●	×	×	
松江市	●	●	-	-	-	-	
尾道市	●	×					
大洲市	●	●	●	●	●	×	
太宰府市	●	×	●	●	●	●	
宗像市	●	×	×	●	●	×	
佐賀市	×	×					
山鹿市	●	×	●	●	×	●	
熊本市	●	●	●	●	×	●	
竹田市	●	●	●	●	×	●	
大分市	×	×					
合計	29	17	15	16	6	11	
割合	73%	59%	52%	55%	21%	38%	
凡例	●有 ×無 △以前まで有 - 回答なし ▲景観計画参照 ■特定建築物のみ						

③ 助成事業を設ける 29 自治体のうち、**59%(17 自治体)**が助成基準を定めている

助成事業を設ける自治体は**助成基準**を定める傾向にある

④ <助成対象> **55%(16 自治体)**が**増築・改築** 52% (15 自治体) が**新築**

助成事業の主な助成対象となる行為は、**新築行為**および**増築・改築行為**である

⑤ 松本市は、**2022 年度まで**助成事業を設けていた

他自治体でも助成事業を行うことが、**困難になる可能性**があると推測される

4-2. 景観形成基準と助成基準の明瞭度

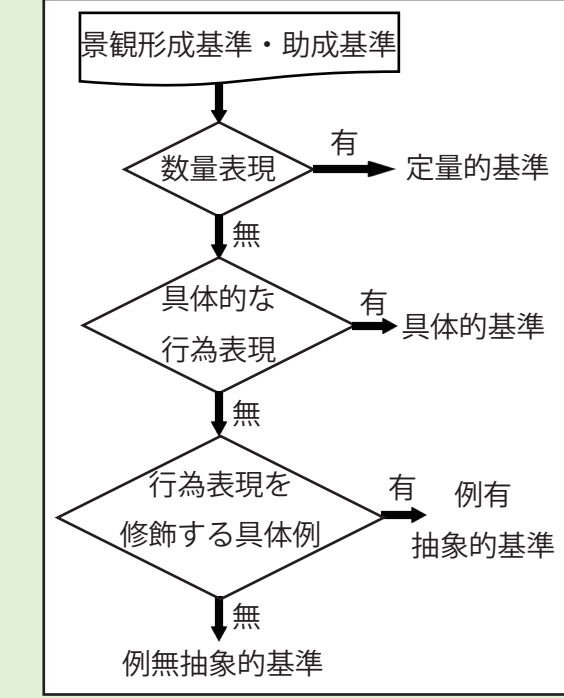


図5 景観形成基準、助成基準分類フローチャート

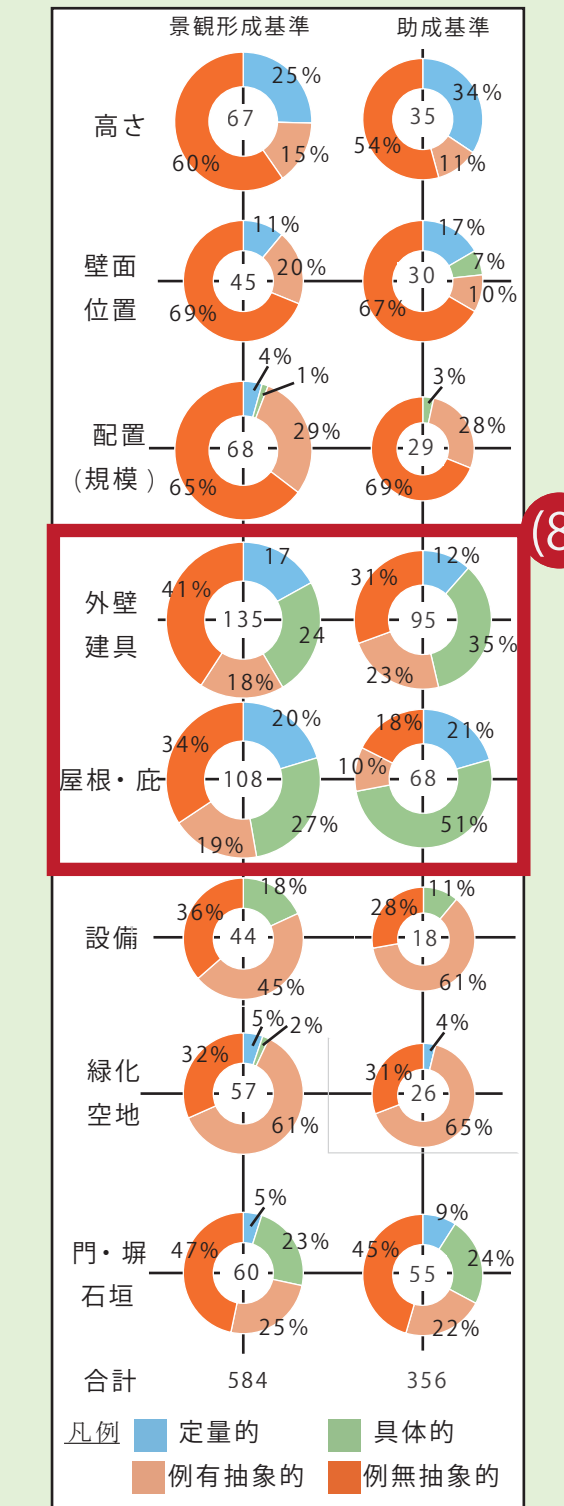


図 7 助成基準を定める自治体の届出対象行為別景観形成基準、助成基準の明瞭度の割合

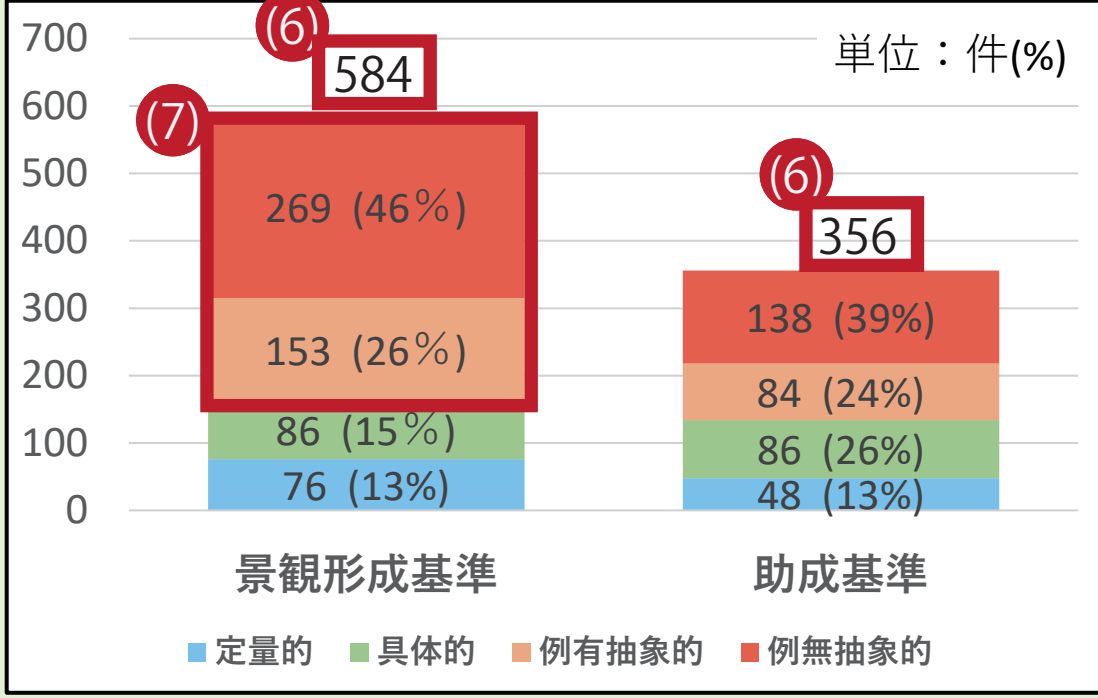


図 6 助成基準を定める自治体の景観形成基準と助成基準の基準数と明瞭度

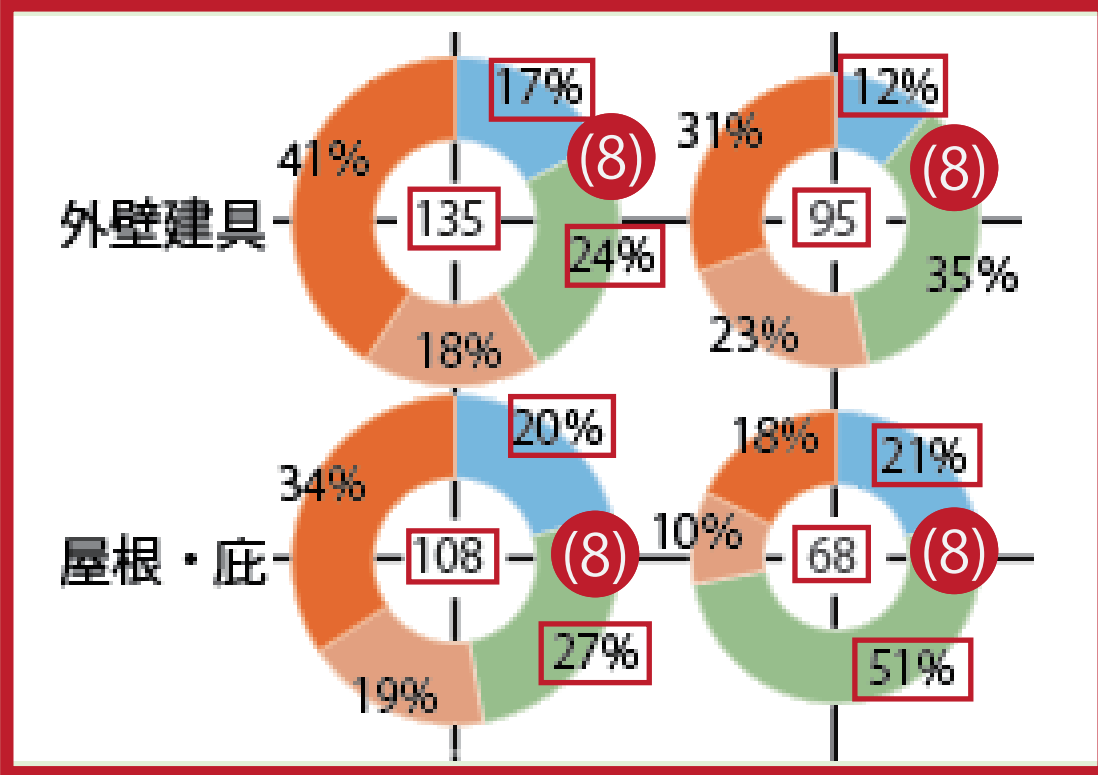


図 8 外壁建具、屋根・庇に関する基準が制定されている自治体のまちなみ（大洲市）

⑥ **景観形成基準**は助成基準に比べ、基準数が **1.5 倍以上**

⑦ 景観形成基準の**約 7 割**が**抽象的**な基準

景観形成基準は、助成基準より多様な建築物・工作物に対応する必要があるために**多くの基準**や**抽象的な表現**を用いて作成されている

⑧ 両基準でともに、**基準が多い** 平均値は景観形成基準で 73 個、助成基準 47 個

定量的、具体的な基準の割合が高い 平均値は景観形成基準で 27%、助成基準 29%

外壁建具、屋根・庇は景観形成に影響を与える行為であると考えられる自治体が多い

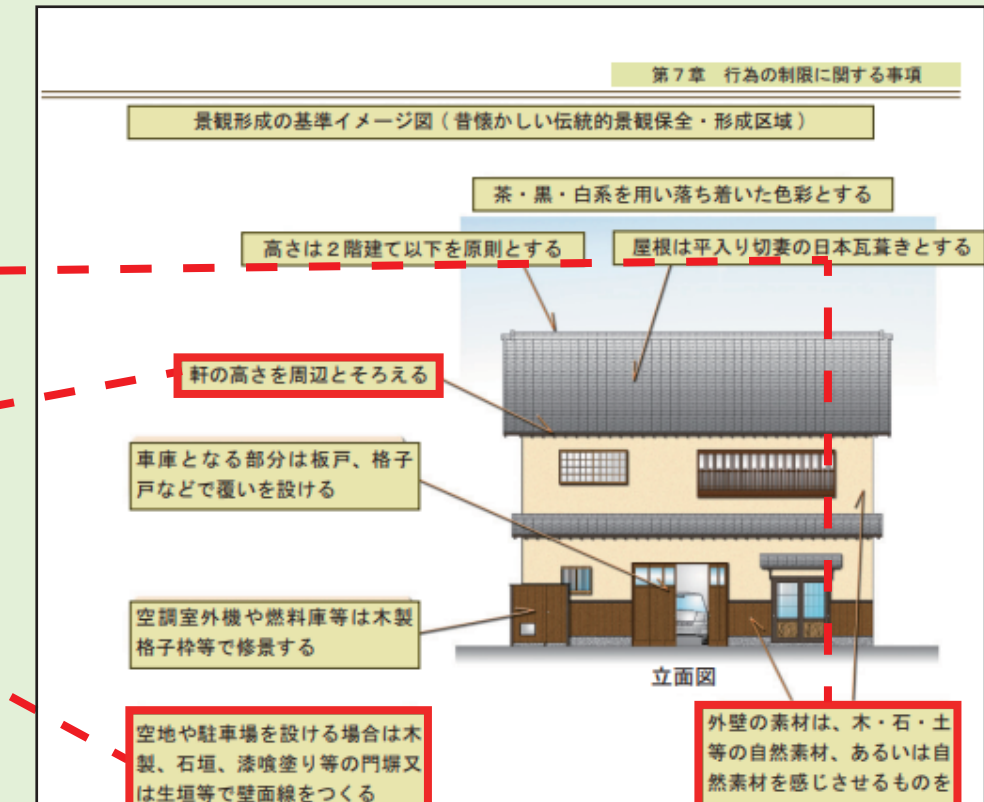


図 9 景観形成基準例（大洲市景観計画 p.47）

5. 総括

- ①【歴まち重点区域と景観重点地区の関係】**約 7 割**の自治体が**歴まち重点区域**の少なくとも**一部に**、**景観重点地区**を定めることにより景観形成を図っている
- ②【助成事業の概要】**約 7 割**の自治体が**助成制度**を設け、**主な対象は新築、増築・改築**行為であること、また、助成制度を設ける**半数以上の自治体**が**助成基準**を定めている
- ②【景観形成基準と助成基準の明瞭度に関する特徴】**景観形成基準**は、助成基準に比べ**基準数が多く**、**抽象的な表現**が用いられる傾向にある
また、**外壁建具、屋根・庇に関する基準**は、他の届出対象行為と比べより**多く**、より**定量的・具体的に**設けられる傾向にある